

日本労働年鑑 第59集 1989年版
The Labour Year Book of Japan 1989

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

概況

☆ 中央最低賃金審議会の目安額は、景気の回復を多少反映して前年より〇・八ポイント高い三・〇%の引き上げであり、三年ぶりに前年を上回ることとなった。

☆ 目安提示を受けて改定された地域別最低賃金は、全国加重平均(日額)三七七六円、引き上げ率三・〇%であった。四三都道府県で目安どおりの増額がおこなわれ、最高額はこれまでの東京、大阪に加え、神奈川の四〇〇〇円、最低額は前年同様、青森・秋田・長崎・宮崎・鹿児島の一四二四円である。

☆ 八九年度から新制度にするため、現行の産業別最低賃金の改定は八八年度が最後となった。電機産業では三四都府県で新制度による産業別最低賃金が決定された。

☆ 人事院は、官民給与格差が六四七〇円(二・三五%)であるとして、これに相当する額の給与改善を四月一日にさかのぼって実施するよう勧告した。この引き上げ率は、それぞれ過去最低となった八六年の二・三一%、八七年の一・四七%を上回っているが、三番目に低い水準である。政府は、この勧告どおり給与増額を決定し、三年連続完全実施された。

☆ 政府は、前年の四週六休制に関する人事院勧告を受け、八八年四月一七日から開庁方式による四週六休制を本格実施した。また、五月三十一日には第二・第四土曜日を原則的に閉庁とする方針を閣議決定、一二月九日には土曜閉庁法案が成立し、八九年一月一四日から土曜閉庁がスタートした。なお、人事院は、九二年度までに完全週休二日制を実現するよう表明した

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)